

市県民税などの申告は3月17日月までです

忘れずに申告しましょう

令和7年1月1日現在、仙北市にお住まいの方は、仙北市に前年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の収入状況を申告しなければなりません。申告書用紙は1月下旬から税務課、各市民センターおよび出張所の窓口へ備え付けますので、3月17日（月）までに申告してください。

なお、2月5日（水）から3月17日（月）まで日程表（26～27ページ）のとおり申告相談日を設けますので、ご利用ください（この期間中は、各市民センターおよび各出張所、税務課の窓口では受付を行いませんのでご注意ください）。

必要な資料をご準備ください

申告相談は本人の自己申告を元に申告書の作成、相談に応じるものです。必要な資料などをお持ちいただけない場合には、申告書を作成できないことがあります。

次のいずれかに該当する方は原則市県民税の申告は必要ありません

- 1 税務署へ確定申告書を提出する方
 - 2 1か所からの給与収入のみの方で、そのほかに収入がなく、勤務先で年末調整を済ませた方
 - 3 公的年金収入のみの方で、令和6年中の収入が148万円以下の方
 - 4 公的年金収入のみの方で、令和6年中の収入が400万円以下で、年金保険者へ扶養親族等申告書を提出済みであって、配偶者控除または扶養控除以外の申告する控除がない方
- ※ただし、各種控除の適用などを受けようとする方は申告してください。

農業や事業を営んでいる方へ

農業や事業を営んでいる方で青色申告をされている方については、申告相談での申告書の作成ができませんので、直接税務署に申告してください。

農業・営業・不動産収入がある方は、「収支内訳書」をあらかじめ作成してから、会場にお越しください。作成されていない場合は申告相談をお受けできません。

申告書などの用紙について

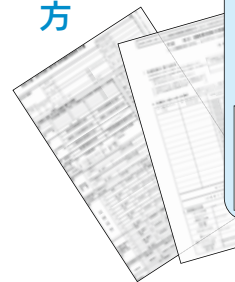
各庁舎・各出張所の窓口で1月下旬から備え付けますのでご利用ください。市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書、医療費控除の明細書については仙北市ホームページからダウンロードすることもできます。

市ホームページはこちら↓



申告が必要な方

給与や年金※のほかに、農業や事業を営んでいる方や、家賃・地代・小作



申告相談に持参するもの

1 申告する方全員のマイナンバーがわかるもの

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー付き住民票のいずれか

2 申告する方全員の本人確認・身元確認ができるもの

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など

3 収入額などを証明するもの

給与所得者や年金受給者は、源泉徴収票などの収入が明らかとなるもの
農業所得を含む事業所得者は、収支計算書および領収書や帳簿類
その他の所得がある方は、収入額を証明するものと必要経費がわかるもの

4 各種控除の適用を受ける際の証明となるもの

（例）健康保険料、健康保険税、国民年金保険料、介護保険料の領収書など
生命保険料、地震保険料などの控除証明書
障害者手帳、学生証などの証明書
福祉事務所が発行する認定書（寝たきりなどによる介護を要する方）
医師などが発行する証明書（おむつなどを使う必要がある方）
寄付金の受領証など

医療費控除を受ける場合

医療費控除を受ける場合には、「医療費控除の明細書」の提出が必ず必要となります。「医療費領収書1枚」ことではなく、「医療を受けた方」、「病

料・受取保険金・譲渡所得（土地、家屋を売った）などの収入がある方は申告をしなければなりません。

※公的年金等に係る確定申告不要制度
公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合には、税務署への確定申告は不要ですが、市県民税の申告が必要です。ご注意ください。

収入がまったくない方も申告の必要があります

申告しないと、公営住宅入居・児童手当・保育園入園・公的年金・事業資金の融資などの申請に必要な住民税の課税・非課税証明書の交付や、国民健康保険税の軽減制度が受けられませんのでご注意ください。また、非課税年金（障害年金、遺族年金など）受給者や、18歳以上の学生等についても申告が必要です。



e-Tax

ぜひ利用ください！

国税庁と仙北市では、申告相談の手続きを効率的に行えるよう「e-Tax（電子申告）」の利用を推進しています。

申告する方の利便性向上、さらには新型コロナウイルス感染症予防対策の観点からも、ぜひご利用ください。

確定申告書作成コーナーのご利用に当たって

作成できる申告書

e-Taxに必要なもの

今年3月1日からe-Taxがスマホで電子署名に対応！

※e-Taxに必要なもの

マイナンバーカードがなくてもOK！

※マイナンバーカードがなくてもOK！

書かない！確定申告！

マイナンバーカードでe-Tax

70%OFF

確定申告書作成コーナーなら

自動計算で申告書が完成！

マイナポータル連携で

控除証明書のデータが

自動入力できる！

e-Taxの5つのメリット

01 簡単に作成！



自宅パソコン・スマートフォンを利用し、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で、確定申告書や決算書・収支内訳書を作成できます。

①マイナンバーカード方式：マイナンバーカードのほかに、マイナンバーカード読取対応のスマートフォンまたはICカードリーダーを利用する方法
②ID・パスワード方式：税務署で発行されたID・パスワード方式の届出完了通知を利用する方法

02 電子で送信！

申告内容を電子で送信できるため、記名押印や添付書類の税務署への提出省略（提出が必要な場合もあります）、作業時間短縮、所得税還付金の早期還付など、一連の手続きを格段に早く終えることができます。

詳しくは国税庁ホームページ（<https://www.e-tax.go.jp/>）で確認ください。



令和 7 年市県民税 申告相談 日程表 ▶ 2 月 5 日(曜) ~ 3 月 17 日(曜)

❶ お願い 新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザなどの予防対策として、1 日の申告相談受付人数に制限を設け、対象地区ごとに日数・人数を調整していますので、できるだけお住まいの地区相談会場で申告をお願いします。
※制限人数を超えた場合は仙北市の公式 L I N E 【税情報】でお知らせしますので、登録をお願いします。

	日	月	火	水	木	金	土	
受付日時	3月 お願い 各会場の初日の午前中は特に混雑しますので、待ち時間が長くなることをご承ください。また、3月7日以降は大変混み合うことが予想されますので、早めの相談をお願いします。						1	
対象地区	実施しません						実施しません	
相談会場								
午前制限人数								
午後制限人数								
受付日時	2	3	4	5	6	7	8	
対象地区	実施しません	西明寺・中川地区全域	西明寺・白岩地区全域		雲沢地区全域		実施しません	
相談会場		角館交流センター	角館交流センター		角館交流センター			
午前制限人数		90人	80人	70人	95人	90人		
午後制限人数		60人	70人	60人	80人	75人		
受付日時	9	10	11	12	13	14	15	
対象地区			角館町内全域				実施しません	
相談会場			角館交流センター					
午前制限人数	125人	110人	100人	105人	95人	80人		
午後制限人数	105人	110人	90人	85人	65人	60人		
受付日時	16	17	申告会場で市税などの 口座振替登録をしませんか？ キャッシュカードがあれば、その場ですぐに登録ができます（キャッシュカードをお持ちでない方も、通帳と通帳届出印があればお手続きできますが、記入後の依頼書は金融機関に届出が必要です）。 ●引落可能税目／					
対象地区	実施しません	角館町内全域						
相談会場		角館交流センター						
午前制限人数		70人						
午後制限人数		50人						

受付番号札を配布します

8 時 15 分から番号札を配布します。「午前の部」の番号札がなくなり次第、「午後の部」の番号札を配布します。
※先着順で配布することをご了承願います。
※ 12 時から 13 時までは申告相談を実施しません。

	日	月	火	水	木	金	土
受付日時	2 月 申告相談受付人数の制限を行います ①新型コロナウイルス・季節性インフルエンザの感染予防対策、および会場内の混雑緩和のため、1 日あたりの申告相談受付人数に制限を設けます。なお、制限人数に達した場合は、後日再来場をお願いします。※発熱症状がある方や体調不良の方は入場をお断りします。 ②混雑の状況によっては受付から相談をお受けできるまで時間がかかる場合があります。順番が来たときには携帯電話にご連絡させていただくため、受付の際に携帯電話番号をお聞きますので事前に自身の携帯電話番号を控えておいていただようお願いいたします。						1
対象地区							実施しません
相談会場							
午前制限人数							
午後制限人数							
受付日時	2	3	4	5	6	7	8
対象地区	実施しません	実施しません	実施しません	9:00 から 14:30 まで 田沢地区全域	8:45 から 15:30 まで 生保内地区全域	8:45 から 15:30 まで	実施しません
相談会場				田沢交流センター	田沢湖総合開発センター		
午前制限人数				70 人	105 人	85 人	
午後制限人数				50 人	80 人	80 人	
受付日時	9	10	11	12	13	14	15
対象地区	8:45 から 15:30 まで	8:45 から 15:30 まで	実施しません	8:45 から 11:45 まで 生保内地区全域	8:45 から 15:30 まで 神代地区全域	8:45 から 15:30 まで	実施しません
相談会場		生保内地区全域		田沢湖総合開発センター	就業改善センター		
午前制限人数	100 人	85 人		50 人	85 人	85 人	
午後制限人数	80 人	65 人		—	80 人	75 人	
受付日時	16	17	18	19	20	21	22
対象地区	実施しません	8:45 から 15:30 まで 神代地区全域	8:45 から 11:45 まで	9:00 から 14:00 まで 上桧木内地区全域	9:00 から 15:30 まで 桧木内地区全域	9:00 から 11:45 まで	実施しません
相談会場		就業改善センター		紙風船館	桧木内地区公民館		
午前制限人数		85 人	60 人	60 人	70 人	60 人	
午後制限人数		70 人	—	20 人	70 人	—	
受付日時	23	24	25	26	27	28	
対象地区	実施しません	実施しません	8:45 から 15:30 まで	8:45 から 15:30 まで	8:45 から 11:45 まで	実施しません	
相談会場			西明寺地区全域	西木総合開発センター			
午前制限人数			100 人	100 人	70 人		
午後制限人数			85 人	70 人	—		